さつま町立求名小学校閉校記念事業実行委員会規約

（目的）

第１条　さつま町立求名小学校は，令和６年３月３１日をもってその歴史に幕を下ろす。この会は，その輝かしい歴史を偲びつつ顧みることを目的として閉校に伴う事業を推進する。

（名称）

第２条　この会は「求名小学校閉校記念事業実行委員会」と称する。

（所在地）

第３条　この会の事務局を求名小学校に置く。

（事業）

第４条　この会の目的を達成するために，次の事業を行う。

（１）閉校記念式典

（２）閉校記念誌の発行

（３）思い出を語る会（惜別の会）の実施

（４）その他，上記の目的にそう事業の企画・実践

（会員）

第５条　この会の会員は，次の者で構成する。

（１）地域

区公民館長，区副館長，区役員，各公民会長，民生委員児童委員，歴代ＰＴＡ会長会会員顧問（元区公民館長，町議，そのほか委員長が推薦するもの），町地域担当職員

（２）保護者

ＰＴＡ会長，ＰＴＡ副会長，ＰＴＡ専門部長，学校再編委員，

各学級委員長，その他保護者

（３）学校関係者

学校長，教頭，その他教職員

（４）その他

その他，この会の趣旨に賛同するもの

（役員）

第６条　（１）この会に，次の役員を置く。

ア 実行委員長（1 名）　イ 副実行委員長（2 名）　ウ 書記(2 名)

エ 会計（2 名）　オ 各専門部長・副部長（各１名）　カ 監事（2 名）

キ 顧問（若干名）

（２）役員の任期は事業終了までとする。役員に欠員が生じたときはその補充を行うが，その任期は前任者の残任期間とする。

（役員の任務）

第７条　役員の任務は，次のとおりである。

（１）実行委員長は，この会を代表し，すべての会務を処理する。

（２）副実行委員長は，実行委員長を補佐し，実行委員長に事故あるときはその代理となる。

（３）書記は，議事記録及び庶務に，会計は経理に関する事務にあたる。
（４）専門部長は、専門部を代表し、専門部会を招集し、副部長は部長を補佐し、部長に事故あるときはその代理となる。
（５）顧問は，実行委員長の諮問に応える。
（６）監事は，経理を監査する。

（運営委員会）

第８条　運営委員会は、実行委員長、副実行委員長、事務局書記、会計、各専門部の部長・副部長をもって構成し、実行委員長が招集する。

（専門部）

第９条　この会の目的を達成するために，次の専門部を置きそれぞれ事業を分担する。
（１）事務局・・・予算，決算，会計
（２）事業部・・・閉校記念式典及び関連行事(惜別の会)の企画・運営
（３）記念碑・記念品部・・・記念碑の建立の企画・運営
（４）記念誌部・・・記念誌の編集・発行

（経理）

第 10 条　この会の経理は，事業益金及び補助金，寄付金等をもってあてる。

（会計監査）

第 11 条　この会の経理は，事業終了後に監査する。

（会計年度）

第 12 条　この会の会計年度は，会発足の日から事業終了後までとする。

（規約の改正）

第 13 条　この規約は，会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

１　この規約は，令和５年７月６日から適用する。